

景観形成基準チェックシート（針尾送信所地区）

届出者	
行為を行う場所	

	項目	景観形成基準	配慮の有無	配慮事項 「有り」の場合はその内容を記入 「無し」の場合はその理由を記入
建築物 ・ 工作物	形態・ 意匠	周辺のまちなみや環境との調和に配慮した形態・意匠とする。		
		無線塔への眺望に配慮し、建築物及び工作物の高さは、10m以下となるよう努める。		
		屋根は、周囲の建物と調和し連続性のある景観に配慮するため、瓦葺き・勾配屋根を基本とするよう努める。		
		建築物や工作物の材料は、周囲との素材感の調和を図るとともに、昔から使われてきた素材と同等のものを用いるよう努める。		
		擁壁は素材や色彩の工夫や緑化を行うなど、周辺との調和が図れるよう修景に努める。		
		太陽光パネルを地上に設置する場合は、沿道から見えないよう植栽等により遮蔽するよう努める。		
	色彩	周辺の自然環境と調和が図れる低彩度の色彩とする。		
		屋根については、マンセル値によりN6.0以下の無彩色を基調とするよう配慮する。		
		建築物等の色は、マンセル値により色相R～5Yの場合、彩度3以下、その他の色彩の場合、彩度1以下とする。		
		太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様が目立たないものに努める。		
	建築設備等	建築設備等は屋上への大規模な設備等の設置は避け、できる限り公共空間から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、屋根や外壁と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。		
		配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。		
	外構	敷地内は可能な限り緑化をするなど、周辺環境との調和に配慮する。		
		石積み塀などの地域性を継承する素材を活かすとともに、周辺との調和に努める。		
		駐車場の道路面以外は、樹木や花等の緑化による修景に努める。		
		建築物と一体となった擁壁や架台は、建物と同一の素材とするなど、周辺との調和に努める。		
		前面道路に面する部分の舗装は、前面道路の仕上げに合わせるなど、周辺との調和に努める。		
		敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、生垣や透過性のあるフェンスと植栽を組み合わせるなど、開放的でゆとりある空間の創出に努める。		
付属施設	倉庫やごみ置場等の付属施設は、できる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽により遮蔽や、建築物と同様の素材や意匠による修景を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。また、コンテナや農機具小屋、資材置き場などは適正な管理を行い、沿道からの景観に配慮する。			
	駐車場はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、緑化を行うなど、周辺環境との調和に配慮する。			
夜間景観	過度な照明は避け間接照明を利用するなど、周辺環境に応じた夜間景観の演出に配慮する。			
屋外 広告物	屋外広告物は、地域に関係するものに限定し、屋上への設置は避け、周辺のまちなみと調和のとれたデザイン・色彩とする。			

項目	景観形成基準	配慮の有無	配慮事項 「有り」の場合はその内容を記入 「無し」の場合はその理由を記入
開発行為	掘削若しくは盛土の規模はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。		
	のり面が生じる場合は、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の採取 その他の 土地の形質の変更	掘削若しくは盛土の規模はできる限り少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。		
	のり面が生じる場合は、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	公共空間からの眺望や周辺景観に配慮した措置を講じる。		
	跡地の整正を行うとともに、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	道路舗装は、できる限り既存の材質、色彩に合わせた新設、改修等を行うものとする。		
木竹の植栽 又は伐採	木竹の伐採の規模はできるだけ少なくするとともに、周辺景観への影響に配慮する。		
	植樹する場合は周辺の樹種と合わせるなど、周辺環境と調和したものとする。		
	伐採を行った場合は緑化措置（従前の植生区分に従った植栽）を講じるなど、その周辺景観が良好に維持できるよう配慮する。		
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源 その他の物件の 堆積	集積、堆積は直接見えないようにするなど、公共空間からの眺望に配慮した位置や高さとする。		
	物件は整然と集積、堆積するよう努め、必要に応じてその周囲に植栽を行うなど、修景に努める。		
水面の埋立て、 干拓	護岸等の整備にあたっては、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		